

## 令和6年度(2024年度)金沢大学法科大学院 入学試験問題

### 【C日程入試】法律専門科目試験

#### 刑法 出題の意図

##### 問題1

問題1は、刑法各論に関する重要な概念のごく基礎的な理解を問うものである。事例を設定させるのは、適切な事例設定は正しい知識の裏打ちを測るために有用だからである。

(1)は、人身犯罪の基本中の基本である「暴行」概念に関する基本的な理解を問うものである。数種類ある「暴行」の概念につき代表的な犯罪類型との対応関係を正しく理解しているかを確認する。(2)は、犯人蔵匿等罪(刑法103条)の一大論点である、「自己蔵匿教唆」の可罰性に関する基本的な理解を問うものである。そもそもなぜこれが論点になっているのか、判例や学説がどのような立場に立っているのかおよびその論拠についての素描が必要である。

##### 問題2

問題2は、刑法総論上の典型論点である共犯関係の解消および中止行為の任意性(刑法43条但書)に関する事例問題である。

前者は、犯行手段回収のための努力をそれなりに行ったものの当人の知らない事情が絡み不徹底だったケースにおいて、特に解答者が立てた規範と事案の解決との整合性が厳しく問われることになる。すなわち、共犯の処罰根拠に関する因果的共犯論に立つなら、共犯関係の解消が認められるためには物理的因果性と心理的因果性の切断を要求することになるが、本問でそれが認められるかを、本問の具体的事実関係から丁寧に判断することを問うものである。同時に、因果性判断にどの程度「規範的視点」を持ち込むかも、回答者による解答の「合理性」に影響する。

後者はいわゆる限定主観説に対する解答者の評価を踏まえ、矛盾なく解答が導かれているかを問うものである。すなわち、いわゆる「広義の後悔」はないものの外的事情により犯行継続を断念したわけではない事例において、中止犯の法的性質論に照らし論理一貫した記述がなされているかが焦点となる。同時に、特にXにつき共犯関係の解消を認めなければ、犯行は全体として未遂に終わっている以上(住居侵入罪の点は除くが、検討不要であることが問題文中明記されている)、こちらも中止犯の成否が問題となり得、そこでは中止行為として十分であったかが再度問われることになる。以上のように、本問は全体として法益侵害結果に対する「因果性」という視点を正しく操れているかが評価の分かれ目となる。